

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

第180期

株式会社 東芝

当社は、第180期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第180期報告書には記載しておりません。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条の 3 第 1 項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第 3 項において準用する同規則第 120 条第 1 項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3) 投資有価証券及びその他の投資

投資有価証券は負債証券と持分証券から構成されています。当社グループは負債証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で測定するとともに、税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。持分証券については、公正価値で測定するとともに、その変動を当期純損益に計上しています。なお、市場価格のない持分証券は、減損損失控除後の取得価額に、同一発行体の同一または類似する投資に関する一般的な取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により評価しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

市場価格のないその他の投資は、取得原価で計上しています。

当社グループは市場価格のない持分証券については減損の兆候の有無の判断において考慮する定性的評価により、公正価値の下落が認められる場合、その下落分について評価損を計上しています。また、負債証券及びその他の投資については、公正価値の下落が一時的でないか否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。一時的でない公正価値の下落が発生している場合、その下落分について評価損を計上しています。

4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ

キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 新会計基準の適用

2014年5月に、米国財務会計基準審議会は、「Accounting Standards Updates」(以下「ASU」という。)2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行しました。ASU 2014-09は、収益の認識に関する従前の基準をすべて置き換えるものであり、一部の例外を除くすべての顧客との契約から生じる収益に、5つのステップから構成される単一の収益認識モデルの適用を要求しています。さらに、ASU 2014-09は、顧客との契約、収益の認識に関する重要な判断やその変更、及び顧客との契約を獲得または履行するためのコストから認識した資産の定量的・定性的な開示を求めています。当社グループは、この基準を適用日に収益認識が完了していない契約のみを対象とする修正遡及適用アプローチにより、2018年4月1日より開始する連結会計年度より適用しました。この基準の適用に伴い、当社グループは契約内容の分析を行いました。その結果、従前は完成時の一時点で収益を認識していた取引の一部について、財又はサービスの支配の移転に伴い一定期間にわたって認識する見直しのほか、取引価格を按分するための公正価値のエビデンス(VSOE)が入手できず従前の基準では収益認識の繰延処理を行っていた取引等にかかる履行義務の区分及び取引価格の配分の見直し等を行いました。この結果、主に上記の分野において収益認識に一部影響が

生じましたが、当社の連結財務諸表に与える影響は重要ではありません。

当社グループは、2018年4月1日より開始する連結会計年度から、ASU 2016-01「金融商品－全体：金融資産及び金融負債の認識と測定」を適用しました。ASU 2016-01は、金融商品について、認識、測定、表示及び開示に関する改定を行うもので、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分投資は原則として公正価値で測定し、その変動を当期純損益に認識することを要求しています。この基準の適用により、その他の包括損益累計額として認識していた売却可能有価証券にかかる税効果調整後の未実現保有利益 37,147百万円を期首利益剰余金への累積的影響額として調整しました。

当社グループは、2018年4月1日より開始する連結会計年度から、ASU 2016-16「法人所得税：棚卸資産以外の資産のグループ内の移転」を適用しました。ASU 2016-16は、棚卸資産以外の資産のグループ内の移転時に、法人税等を認識することを要求しています。ASU 2016-16適用以前の米国会計基準において、棚卸資産以外の資産の移転に関する法人税等の認識は、第三者に資産が売却されるまで認識しません。ASU 2016-16は、その累積影響を適用開始期間の期首利益剰余金で調整する修正遡及の方法により適用することが求められていますが、期首利益剰余金に与える累積的影響額は重要ではありません。

当社グループは、2018年4月1日より開始する連結会計年度から、ASU 2017-07「報酬－退職給付：期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善」を適用しました。ASU 2017-07は、期間年金費用及び期間退職後給付費用について、勤務費用を他の人件費の含まれる営業損益項目に表示し、勤務費用以外の要素は営業損益以外の項目に表示することを要求しています。この基準の適用により、当連結会計年度において、売上原価より1,923百万円、販売費及び一般管理費より2,699百万円を、その他の費用へ振り替えています。

2. 収益認識に関する注記

当社グループは、ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益」を適用し、収益を認識しています。

当社グループは、標準量産品（照明器具、複合機、半導体等）、顧客仕様の建設型・製作型の注文製品（原子力発電システム、火力発電システム、ビル・施設ソリューション等）、保守サービス等を主要な財またはサービスとして提供しており、約束した財又はサービスが顧客に移転し、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点、もしくは獲得するにつれて、収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどを控除した金額で測定しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社グループは、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関合計 28 社に対し、2017 年 4 月 28 日付で締結した担保権設定契約に基づき、当社グループが保有する株式を、上記取引金融機関からの借入金等の一部(2019 年 3 月残高 170,689 百万円)に対する担保として差し入れています。2019 年 3 月 31 日現在における担保差し入れ資産の帳簿価額は、投資有価証券及びその他の投資 25,374 百万円並びに連結消去されている連結子会社株式 76,025 百万円です。

2) 保証債務及び保証類似行為

8,040 百万円

3) 重要な係争事件

当社は、2015 年 2 月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第 26 条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間 2016 年 5 月 20 日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間 2016 年 7 月 25 日付で原告が上訴し、米国時間 2018 年 7 月 17 日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しましたが、当社は当該判決に対し米国時間 2018 年 10 月 15 日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ 14,220 百万円、21,759 百万円、44,741 百万円、9,227 百万円、33,000 百万円、837 百万円、414 百万円及び 4,051 百万円を請求する 2016 年 6 月付、2017 年 4 月付、同年 4 月付、同年 6 月付、同年 9 月付、同年 9 月付、同年 10 月付及び 2018 年 4 月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ 1,262 百万円、11,993 百万円及び 572 百万円を請求する 2016 年 5 月付、同年 8 月付及び 2017 年 9 月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ 5,105 百万円及び 13,114 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの 14,026 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁

判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

4. 連結資本勘定計算書に関する注記

㈱東芝の貸借対照表の資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分

当社は、欠損てん補を行うため、2018年5月15日開催の取締役会において㈱東芝の貸借対照表の資本準備金の額の減少（299,999百万円）及びその他資本剰余金の処分（758,687百万円）（資本準備金及び資本金の額の減少により増加した額を含む）を決議しました。また、2018年6月27日開催の第179期定時株主総会において、㈱東芝の貸借対照表の資本金の額の減少（299,999百万円）について承認されました。その後、債権者保護手続を経て、2018年7月31日に、当該資本金の額及び資本準備金の額の減少、その他資本剰余金の処分の効力が発生しました。米国においてはこれに該当する法令がないため、連結財務諸表においても、㈱東芝の貸借対照表における欠損てん補処理をそのまま反映しています。

上記の結果、連結貸借対照表の資本剰余金が負の値になるため、資本剰余金の負の値を利益剰余金に振り替えています。

自己株式の取得及び消却

当社は、2018年11月8日開催の取締役会において㈱東芝の自己株式の取得に係る事項を決議しました（本決議に基づく2018年度における取得は399,777百万円）。また、2018年12月17日及び2019年3月20日に当該取得した自己株式の消却を実施しました（2018年度においては392,449百万円）。なお、自己株式の消却については当該自己株式の取得原価を利益剰余金から減額しています。

5. 非継続事業

1) ウェスチングハウスグループにおける原子力事業

当社は、2017年3月29日付「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」において公表したとおり、従来セグメントにおけるエネルギーシステムソリューションに含めて報告していましたウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社(以下「WEC」という。)及び米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社(上記会社群を以下「申立対象会社」という。)が、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。またWECグループは、再生手続の開始により、当社の実質的な支配から外れるため、当社の連結子会社から外れました。

申立対象会社の米国連邦倒産法第11章の申し立ては、海外原子力(AP1000)事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致しており、主要なビジネス・ラインの処分に該当し、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、「Accounting Standards Codification」(以下「ASC」という。)205-20「財務諸表の表示—非継続事業」に従い、当該処分グループの経営成績を連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績は以下のとおりです。なお、2019年3月31日時点において、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債に重要性はありません。

経営成績

売上高及びその他の収益	40,301 百万円
売上高	- 百万円
その他の収益	40,301 百万円
売上原価及び費用	△2,219 百万円
売上原価	- 百万円
販売費及び一般管理費	△2,219 百万円
その他の費用	- 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純利益	42,520 百万円
非継続事業からの税金等調整前売却損	△29,188 百万円
法人税等	- 百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	13,332 百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	- 百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	13,332 百万円

(注)「販売費及び一般管理費」は、WEC グループより営業債権の一部代金を受領したことに伴う貸倒引当金戻入額です。

当社は、米国時間 2017 年 6 月 9 日に、米国ジョージア電力社他と、WEC の新型原子炉「AP1000」2 基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、サザン電力(米国ジョージア電力社の親会社)に 3,680 百万米ドル(4,126 億円)を 2017 年 10 月から 2021 年 1 月までの間に分割にて支払うことで合意しました。また、当社は、米国時間 2017 年 7 月 27 日に、米国サウスカロライナ電力&ガス社他とも、WEC の新型原子炉「AP1000」2 基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、スキャナ電力(米国サウスカロライナ電力&ガス社他の親会社)に 2,168 百万米ドル(2,448 億円)を 2017 年 10 月から 2022 年 9 月までの間に分割にて支払うことで合意しました。これらの合意に伴い、当社の保証責任は今回合意した金額を上限として固定され、親会社保証にかかる追加の費用負担を遮断したことになります。そして、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しています。

さらに、第三者割当により調達した資金をもとに、米国ジョージア電力社他と、親会社保証の当初和解金額上限である 3,680 百万米ドル(4,126 億円)から既支払分 455 百万米ドル(512 億円)を除く、3,225 百万米ドル(3,614 億円)を一括で支払うことに合意し、2017 年 12 月 14 日に支払を完了しました。また、米国サウスカロライナ電力&ガス社他が親会社保証の債権を売却したシティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ社と、親会社保証の当初和解金額上限の 2,168 百万米ドル(2,448 億円)から既支払分 247.5 百万米ドル(279 億円)及び先取特権の精算分 60 百万米ドル(67 億円)を除く、1,860.5 百万米ドル(2,102 億円)を一括で支払うことに合意し、2018 年 1 月 12 日に支払を完了しました。さらに、上記の親会社保証に基づく債権者との関係を清算することで、WEC に対して当社が負担した金額の弁済を求めることができる代位債権(求償権)を取得しました。当社は、当該代位債権(求償権)を含む債権及び WEC 関連の保有株式を譲渡する契約を米国法人 The Baupost Group LLC 傘下のコンソーシアムである Nucleus Acquisition LLC 及び Brookfield Business Partners LP(以下「Brookfield」という。)及び Brookfield の他関連会社傘下の法人である Brookfield WEC Holdings LLC(以下「BWH」という。)とそれぞれ締結し、債権譲渡については 2018 年 1 月 23 日に完了し、当該譲渡対象である東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社(以下「TNEH(US)」という。)株式については、米国時間 2018 年 4 月 6 日に譲渡が完了し、東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(以下「TNEH(UK)」という。)株式については、米国時間 2018 年 7 月 31 日に譲渡が完了しました。なお、両株式の合計対価は、1 米ドル(106 円)です。当該株式の譲渡に伴い、TNEH(US)は、2018 年度第 1 四半期において連結財務諸表より除外され、為替換算調整勘定を主な要因とする売却損 351 億円を計上しました。一方で TNEH(UK)については、過年度の WEC グループの再生手続の開始により既に当社の連

結財務諸表上除外していたことから、2018年度第2四半期において当該株式譲渡取引から損益は生じていません。

また、当社は、WECが取引する金融機関のために担保提供を行う等、資金の管理運用を目的として設立した当社の連結子会社であるエルシーコラテラルエスピーヴィ社の全持分を拋出担保額の将来の返金実現の不確実性及び返金時期の不透明性排除の観点から米国法人LC SPV ACQUISITION LLCへ譲渡する契約を米国時間2018年1月17日に締結し、米国時間2018年4月2日に全持分の譲渡が完了しました。本持分の譲渡価格は100百万米ドル(106億円)であり、2018年度第1四半期において当持分譲渡に係る売却益として59億円を計上しました。米国時間2018年8月1日にBrookfield関連会社によるWECグループの取得手続が完了したことにより、今後の損失発生が蓋然性が低いと見込まれること、また、当社の親会社保証の履行より生じる損失はBrookfield関連会社に補償を求めることが可能となったこと等から、当社は2018年度第2四半期において当該親会社保証に係る債務保証損失引当金の戻入益247億円を計上し、また、保証先より現金担保を要求されていた親会社保証については、現金担保を差し入れるとともに全額について貸倒引当金を計上していましたが、当該貸倒引当金についても同様の理由により2018年度第2四半期において戻入益155億円を計上しました。当該親会社保証に係る債務保証損失引当金及び貸倒引当金の戻入益は、上記経営成績の「その他の収益」として表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出はありません。

継続事業となる当社グループと当該処分グループとの間に重要な継続的関与に該当する事項はありません。

2) メモリ事業

当社は、従来セグメントにおけるストレージ&デバイスソリューションに含めて報告していましたメモリ事業のさらなる成長に必要な経営資源を確保し、併せて当社グループの財務体質を強化するため、メモリ事業についてマジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を検討し、2017年4月1日には、当社の連結子会社である東芝メモリ(株)(以下「TMC」という。)が同事業を会社分割により承継しました。

2017年9月20日開催の取締役会において、当社は、ベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である(株)Pangea(以下「譲受会社」という。)に対して、TMCの全株式を譲渡(以下「本件株式譲渡」という。)し、譲受会社との間で株式譲渡契約を締結する旨を決議し、同月28日に株式譲渡契約を締結しました。これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、ASC 205-20に従い、本件株式譲渡完了までの経営成績を連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

当社は、必要な競争法当局の承認の取得等、本件株式譲渡実行の前提条件が全て充足されたことを譲受会社と確認し、2018年6月1日、本件株式譲渡は完了しました。譲渡価格は2兆3億円であり、譲渡に係る売却益として2018年度第1四半期において9,655億円を計上しました。本件株式譲渡とともに、当社は譲受会社に普通株式1,096億円、転換型優先株式2,409億円の合計3,505億円を再出資しています。その結果、譲渡以前までTMCは、当社の完全子会社でしたが、譲受会社及びTMCは2018年6月1日から新たに持分比率40.2%の持分法適用会社となりました。普通株式は持分法投資として、転換型優先株式は容易に算定可能な公正価値がない持分証券に区分しています。また、上記譲渡価格は、本件株式譲渡契約に基づき当社が譲受会社に通知した2018年5月末日におけるTMCの推定純負債額、推定運転資本額、推定累積設備投資額を用いて、本件株式譲渡契約において当事者間で合意していた各想定額との差額を調整して算出されたものです。2018年9月に、当社と譲受会社は、推定額と実績額との間の差額を確認し、最終譲渡価格を算出のうえ、上記譲渡価格との差額を精算し、2018年度第2四半期において譲渡に係る売却益として47億円を追加計上しました。譲渡価格2兆3億円から再出資額3,505億円控除した金額を受け取り、さらに譲渡価格の差額精算として47億円を受け取った一方、売却関連費用60億円を支出し、TMCグループの持分法適用会社への異動に伴いTMCグループの現金及び現金同等物が1,902億円減少したことにより、当該売却に伴う収支は1兆4,583億円となりました。また、ASC 323-10「投資－持分法とジョイント・ベンチャー」及びASC 810-10「連結」に従い、譲受会社に対する再出資額3,505億円について、DCF法及び類似会社比較法を用いた公正価値で再測定を行いましたが、重要な差異はありませんでした。

当社は、譲受会社及びTMCの持分法適用会社への異動後の期間における同社の純損益の当社持分を、継続事業の持分法による投資損益として計上しています。譲渡後から2019年3月31日までの譲受会社及びTMCの税金等調整前純利益(ただし、後述のPPAの影響考慮前。)は2,265億円で、当期純利益は1,665億円であり、当社に帰属する持分法投資利益は670億円です。譲受会社は、TMCの支配獲得日(2018年6月1日)における公正価値を基礎とした、取得金額の配分手続(Purchase Price Allocation、以下「PPA」という。)を進めていましたが、当事業年度第3四半期に完了しました。譲受会社は、第2四半期までは、暫定的にTMCから取得した資産と引き受けた負債を簿価で計上し、その簿価純額とTMC株式の取得金額の差額7,841億円全額を暫定的にのれんとして計上していましたが、PPAの結果、棚卸資産1,388億円、固定資産4,295億円の公正価値への修正を識別し、当該公正価値への修正に関連した繰延税金負債1,720億円を認識しました。以上の結果、譲受会社ののれんの計上額は3,878億円となりました。譲受会社は、ASC 805-10-25-13「企業結合」に従い、PPAの完了による影響を当事業年度第3四半期に一括認識しました。これに伴い、譲受会社は認識した棚卸資産及び償却性資産のTMCの支配獲得日から2018年度第3四半期末までの期間に対応する費用2,011億円を2018年度第3四半期に計上し、さらに2018年度第4四半期に当該費用261億円を計上し、合計2,272億円の費用を計上しました。一方、当該PPA

に伴う繰延税金負債の取崩688億円を計上したため、当該PPAに係る当期純損失は1,584億円となり、当社に帰属する持分法投資損失637億円を計上しました。譲渡後から2019年3月31日までの譲受会社及びTMCの税金等調整前純利益(△損失)(PPAの影響考慮後)は△7億円となった一方、当期純利益(△損失)(PPAの影響考慮後)は81億円となり、その結果、当事業年度の譲受会社及びTMCの当社に帰属する持分法投資利益は33億円となりました。なお、2019年3月31日時点の連結貸借対照表の関連会社に対する投資及び貸付金に、譲受会社への再出資額3,505億円に上述の持分法投資利益33億円を加算した3,538億円が含まれています。

なお、当社は、譲受会社がTMCの株式購入資金等を調達するために金融機関と締結する借入契約に関して、当社が保有する譲受会社の全株式を担保として金融機関に対して差し入れています。非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績(継続事業となる当社グループとの取引消去前)は以下のとおりです。経営成績には、当該グループの4月1日から5月31日までの2か月累計の経営成績、当該グループの譲渡に係る売却益及び本件株式譲渡契約の補償条項に基づき、2018年6月1日の譲渡完了後、譲受会社及びTMCグループに対して当社が補償した補償費用155億円が含まれています。本件株式譲渡契約の補償条項には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約等に起因した損失に関し、当社が補償義務を負うことが規定されています。なお、2019年3月31日時点において、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債に重要性はありません。

2018年8月1日付で譲受会社はTMCを吸収合併し、会社名を東芝メモリ(株)に変更し、さらに、2019年3月1日付で東芝メモリ(株)を株式移転完全子会社とする単独株式移転を行い、新会社として東芝メモリホールディングス(株)を発足させました。

経営成績

売上高及びその他の収益	191,246 百万円
売上高	189,387 百万円
その他の収益	1,859 百万円
売上原価及び費用	122,695 百万円
売上原価	92,613 百万円
販売費及び一般管理費	9,830 百万円
その他の費用	20,252 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純利益	68,551 百万円
非継続事業からの税金等調整前売却益	970,237 百万円
法人税等	11,092 百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	1,027,696 百万円

非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	△1 百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	1, 027, 697 百万円

(注)2017年4月1日における当社メモリ事業に係る会社分割は、外部資本導入を視野に実施したものであり、完全支配関係の継続が見込まれないことから、税務上の適格要件を満たさず、非適格分割として取り扱われます。非適格分割の場合、分割時の時価による譲渡がなされたものとして扱われ、時価と帳簿価額との差額は譲渡損益として課税対象になります。株式譲渡契約締結に伴い、当該会社分割に係る承継資産・負債の時価が確定し、2017年度に税金費用を計上した一方、当該非適格分割に係る繰延税金資産に対して評価性引当金を計上していました。その結果、会計上は当期に売却益を認識するものの、税務上は2017年度の会社分割時にメモリ事業の時価と帳簿価額との差額の譲渡益に対して税額を認識済みのため、当連結会計年度における法定実効税率30.6%とメモリ事業の税金費用・税金等調整前当期純利益との間に大きな差異が生じています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出は以下のとおりです。

有形固定資産の減価償却費及び 無形資産の償却費	- 百万円
資本的支出	37, 579 百万円

継続事業となる当社グループは、2018年6月1日の譲渡完了後、譲受会社及びTMCグループに対して製品の販売やブランドの供与等を行っている一方、当該グループから製品の仕入を行っています。譲渡完了以降の当該グループとの継続的関与に関する取引金額は以下のとおりです。

売上高及びその他収益	121, 053 百万円
売上原価及び費用	111, 806 百万円
売掛金及び未収入金の回収	173, 711 百万円
支払手形及び買掛金の支払	112, 927 百万円

6. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約といった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針は投機目的及びトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	396,523 百万円	394,068 百万円	2,455 百万円

上記の表は、公正価値が連結貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品、リース関連の金融商品、そして、連結貸借対照表計上額と同額である投資有価証券及びその他の投資、及び金融派生商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積割引現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

7. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。加重平均発行済株式数については、当連結会計年度に行いました株式併合が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しています。

1株当たり継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失 △43円 72銭

1株当たり非継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益 1,685円 57銭

1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 1,641円 85銭

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

8. 重要な後発事象

当社グループは、ASC 855「後発事象」に基づき、2019年5月13日までを対象に後発事象の評価を行っています。

米国産液化天然ガス(LNG)に係る事業からの撤退に関する中国新奥生态控股股份有限公司との間で締結した株式譲渡契約の解除及び事業の売却プロセスの再開

当社は、2019年4月17日開催の取締役会において、当社が2018年11月8日で、当社と中国新奥生态控股股份有限公司(以下「ENN」という。)との間で締結した当社連結子会社である東芝アメリカ LNG コーポレーション(以下「TAL社」という。)の発行済株式の全てをENNへ譲渡する株式譲渡契約(以下「本件譲渡」という。)を、当社として解除することを決定し、ENNへ通知することにより契約解除が成立しました。これにより、本件譲渡に関連して発生する予定であった一時金費用821百万米ドル(約930億円)の支払は発生しないこととなりました。

当社は、日本をはじめとする各国の需要家へのLNG販売を目的として、2013年に米国の天然ガス液化役務提供会社であるFLNG Liquefaction 3, LLC(以下「FLIQ3」という。)との間で20年間にわたる天然ガスの液化に関する加工委託契約(以下「液化契約」という。)を締結し、その後もパイプライン利用契約をはじめとする米国産液化天然ガス(LNG)に係る事業(以下「LNG事業」という。)に必要な契約(以下「LNG関連契約」という。)を順次締結し、それらを、2017年に設立した米国現地法人TAL社に移管するなど、2020年に予定されている液化設備の運転開始に向け準備を進めていました。また、並行してLNG事業を所管する東

芝エネルギーシステムズ(株)(以下「ESS 社」という。)は TAL 社が製造する LNG を全量引き取る契約を TAL 社と締結した上で、当該液化役務契約総量 220 万トン／年について、全量の販売先を確保すべく複数の LNG の需要家と商談を進めていました。

LNG 関連契約においては、TAL 社が FLIQ3 の天然ガスの液化能力及びパイプラインを、契約期間の 20 年間にわたり一定規模利用することが前提とされており、ESS 社による需要家への LNG の販売の有無に係わらず、FLIQ3 及びパイプライン会社に対する固定額のサービス対価支払義務を負っています。また、当社は、TAL 社の液化契約上の義務に対し親会社保証を FLIQ3 に提供しています。

当社は、2018 年 11 月 8 日付で ENN との間で、TAL 社の発行済株式の全てを ENN へ譲渡する契約を締結し、また当社グループの LNG 事業に係る各契約、また当社グループと顧客との間で締結している取引契約を含む当社グループの LNG 事業に係る全ての契約も、本件譲渡の完了と同時に ENN 及びその関係会社へ移管または解除することで合意し、これまで早期の完了を目指していましたが、対米外国投資委員会(CFIUS)の承認に加え、中国の国家外貨管理局(SAFE)の認可、また ENN の大株主である新奥控股投資有限公司からの保証提供に係る ENN 株主総会承認が未了であり、2019 年 3 月 31 日までには譲渡完了の条件充足に至りませんでした。また、ENN より、同社取締役会にて、本件譲渡に基づく取引を中止すること、および当該取引中止に係る議案を同社臨時株主総会に諮ることを決議した旨の連絡を受けました。当社として現状を総合的に検証した結果、本件譲渡に基づく ENN への事業譲渡完了を目指すことの不確実性を確認するに至ったため、早期に契約を解除し、同時に LNG 事業からの撤退方針を維持し、同事業の第三者への売却プロセスを再開することを決定しました。

当社は、当面現行契約に則り液化設備の運転開始に向けた対応を継続しつつ、2019 年度中の事業譲渡を目指しています。

東芝デバイス&ストレージ(株)における早期退職優遇制度の実施

当社は、2018 年 11 月 8 日開催の取締役会において、「東芝 Next プラン」を実行していく旨、決議しましたが、その後の市況悪化などを踏まえ、売上、事業規模に見合った人員体制の構築による更なる事業運営体制の強化を目的として東芝デバイス&ストレージ(株)(以下「TDSC 社」という。)において事業構造改革を実施することを 2019 年 5 月 13 日付で決定し、この一環としてシステムデバイス事業部、共通スタッフ、営業部門、及びこれら部門の一部子会社に在籍する者について早期退職優遇制度を適用することとしました。2019 年 9 月末までの退職を前提として、準備が整い次第、順次募集を開始し、早期退職の場合の優遇措置として通常の退職金に特別退職金を加算して支給し、希望者に対し、再就職支援を行うこととしています。なお、TDSC 社では早期退職優遇制度等により約 350 人の人員対策を計画しています。

これに伴い、早期退職優遇制度の実施による特別退職金の支払いによる損失は、約 64 億円と見込んでおり、主に 2019 年度第 2 四半期に計上する予定です。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が3～17年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を適用し、繰延税金資産は「投資その他の資産」の区分に、繰延税金負債は「固定負債」の区分に表示しています。

「預け金」は、前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「流動資産」の「その他」に含まれている「預け金」は25,110百万円です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券	18,587百万円
関係会社株式	66,530百万円
投資その他の資産 その他	6,768百万円

当社は金融機関からの借入金(短期借入金19,000百万円、1年内返済予定を含む長期借入金151,360百万円)、及びグループ外の会社の金融機関からの借入に対する保証債務の一部に関して、当社グループ会社と連帯して担保を差し入れています。上記の資産は当社が差し入れている担保になります。

関係会社株式(東芝メモリホールディングス(株))	83,956百万円
--------------------------	-----------

上記の資産は関係会社(東芝メモリホールディングス(株))の金融機関と締結する借入契約に関して、当社が差し入れている担保になります。

(2) 有形固定資産減価償却累計額	102,576百万円
-------------------	------------

(3) 保証債務及び保証類似行為

リース債務等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
東 芝 ア メ リ カ 社	3,192
ウ エ ス チ ン グ ハ ウ ス エ レ ク ト リ ッ ク カ ン パ ニ ー 社	2,143
東 芝 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム ズ (株)	1,229
そ の 他	1,189
合 計	7,756

(4) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しましたが、当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ14,220百万円、21,759百万円、44,741百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円、414百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付、同年10月付及び2018年4月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ1,262百万円、11,993百万円及び572百万円を請求する2016年5月付、同年8月付及び2017年9月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの14,026百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知り得るかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	111,972 百万円
短期金銭債務	554,420 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	40,334 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	1,131 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	100,562 百万円
(4) 関係会社株式等売却益	

当社は、当社の連結子会社である東芝メモリ㈱(注1)の全株式を株式会社 Pangea(以下、「譲受会社」という。(注2))へ最終譲渡価格2兆50億円(注3)で譲渡すると共に、譲受会社に3,505億円の再出資を行いました。譲渡原価は株式譲渡直前の東芝メモリ㈱(注1)の株式簿価を「譲渡部分」と「残存部分(譲受会社への再出資分)」の時価の比率で按分し算出し、売却関連費用として60億円を支出した結果、株式売却益として1兆2,533億円を計上しました。

上記が主な要因として、特別利益に1,269,454百万円を計上しています。

(注1) 譲受会社に吸収合併され消滅会社となった東芝メモリ㈱を指します。

(注2) ベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成された買収目的会社であり、東芝メモリ㈱を2018年8月1日付で吸収合併し、東芝メモリ㈱へ社名変更しています。

(注3) 最終譲渡価格は、株式譲渡の完了時点(2018年6月)にて、本件株式譲渡契約に基づき当社が譲受会社に通知した2018年5月末日時点の東芝メモリ㈱の推定純負債額、推定運転資本額、推定累積設備投資額を用いて、本件株式譲渡契約において当事者間で合意していた各想定額との差額を調整して算出した2兆3億円に、2018年9月に当社と譲受会社との間で推定額と実績額との差額を確認して算出した最終譲渡価格との差額精算として受け取った47億円を加えたものです。

(5) 海外原子力事業関連利益

当社は、米国時間 2018 年 8 月 1 日に米国連邦倒産法第 11 章に基づく Brookfield Business Partners LP(以下、「Brookfield」という。)の関連会社によるウェスチングハウス社グループの取得手続が完了したことにより、同社事業に関して提供していた当社の親会社保証について、今後の損失発生の蓋然性が低いと見込まれること、また、今後の当社負担は Brookfield 関連会社に補償を求めることが可能なこと等から、当該親会社保証に係る債務保証損失引当金の戻入益 247 億円を計上しました。

また、保証先より現金担保を要求されていた親会社保証については、現金担保を差し入れるとともに全額について貸倒引当金を計上しておりましたが、当該貸倒引当金についても同様の理由により戻入益 147 億円を計上しました。

上記を要因として、特別利益に 39,354 百万円を計上しています。

(6) 事業構造改革費用

当社は、2018 年 11 月 8 日開催の取締役会において、「東芝 Next プラン」を実行していく旨、決議し、基礎的な収益力の強化に向けた構造改革の一環として、国内における当社及び一部の当社子会社において早期退職優遇制度を活用することを決議しました。

早期退職の優遇措置として、通常の退職金に特別退職金を加算して支給し、希望者に対し、再就職支援を行っています。

上記を要因として、特別損失に 1,524 百万円を計上しています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 544,000,000 株

(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,735,038 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	0円	0円	2018年3月31日	—
2018年11月8日 取締役会	0円	0円	2018年9月30日	—
2018年11月8日 取締役会	11,447百万円	20円	2018年12月31日	2019年2月15日
2019年5月13日 取締役会(予定)	5,412百万円	10円	2019年3月31日	2019年6月4日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、訴訟損失引当金、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、全額評価性引当金を計上しています。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注2)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝インフラシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	13,874	売掛金	8,488
				-	-	被債務保証等(注10)	-
子会社	東芝エネルギーシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等資金の借入等増資の引受被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	8,022	売掛金	4,865
				資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	111,243
				利息の支払(注4)(注5)	580	未払費用	5
				増資の引受(注6)	93,000	-	-
				-	-	被債務保証等(注10)	-
子会社	東芝デバイス&ストレージ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等資金の借入等被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	7,847	売掛金	3,864
				資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	51,490
				利息の支払(注4)(注5)	573	未払費用	15
				-	-	被債務保証等(注10)	-
関連会社	東芝メモリ㈱	所有 40.2%	ブランド使用等補償金の支払	ブランド使用の対価等(注3)	5,599	売掛金	2,799
				株式譲渡契約上の補償支払(注7)	15,519	未払金	4,989
子会社	東芝デジタルソリューションズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等資金の借入等被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	2,915	売掛金	1,785
				資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	57,770
				利息の支払(注4)(注5)	334	未払費用	4
				-	-	被債務保証等(注10)	-
子会社	東芝インフォメーションシステムズ㈱	所有 100.0%	役務の受入	システムの運用保守等(注8)	31,472	未払金	7,177
子会社	東芝プラントシステムズ㈱	所有 51.5%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	77,470
				利息の支払(注4)(注5)	1,312	未払費用	29
子会社	㈱ニューフレアテクノロジー	所有 50.0%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	45,000
				利息の支払(注4)(注5)	297	未払費用	1
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	28,504
				利息の支払(注4)(注5)	1,016	未払費用	57
子会社	東芝エレベータ㈱	所有 80.0%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	27,664
				利息の支払(注4)(注5)	110	未払費用	1
子会社	東芝アジア・パシフィック社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	22,305
				利息の支払(注4)(注5)	357	未払費用	18
子会社	東芝ヨーロッパ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注4)(注5)	-	預り金	20,204
				利息の支払(注4)(注5)	313	未払費用	15
子会社	東芝クライアントソリューション㈱(注1)	所有 100.0%	増資の引受	増資の引受(注6)	29,920	-	-
関連会社	東芝メモリホールディングス㈱	所有 40.2%	担保の提供	担保の提供(注9)	-	-	-

- (注)1. 2018年10月1日に発行済株式総数の80.1%をシャープ株式会社に譲渡し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。
2. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
3. ブランド使用の対価等については一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
5. 資金の貸付・借入については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。
6. 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。
7. 東芝メモリ㈱の株式譲渡契約の補償事項には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約等に起因した損失に関し、当社が補償義務を負うことが規定されています。
8. システムの運用保守については、東芝インフォメーションシステムズ㈱から提示された価格に対して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
9. 東芝メモリホールディングス㈱の金融機関と締結する借入契約に係る担保として、当社が保有する東芝メモリホールディングス㈱の全株式83,956百万円を金融機関に提供しています。なお、東芝メモリホールディングス㈱は2019年3月1日付で発足した東芝メモリ㈱を株式移転完全子会社とする新会社となります。
10. 被債務保証は、当社の借入金等に対して、4社連帯で331,325百万円の債務保証を受けたものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,689円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,072円30銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算定しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

(米国産液化天然ガス(LNG)に係る事業からの撤退)

当社は、2019年4月17日開催の取締役会において、当社が2018年11月8日で、当社と中国新奥生态控股股份有限公司(以下「ENN」という。)の間で締結した当社連結子会社である東芝アメリカLNGコーポレーション(以下「TAL社」という。)の発行済株式の全てをENNへ譲渡する株式譲渡契約(以下「本件譲渡」という。)を、当社として解除することを決定し、ENN社へ通知することにより契約解除が成立しました。これにより、本件譲渡に関連して発生する予定であった東芝エネルギーシステムズ(株)(以下「ESS社」という。)の一時金費用821百万米ドル(約930億円)の支払は発生しないこととなり、ESS社の純資産の毀損により2018年度に見込まれていた関係会社株式評価損は発生しないことになりました。

当社は、日本をはじめとする各国の需要家へのLNG販売を目的として、2013年に米国の天然ガス液化役務提供会社であるFLNG Liquefaction 3, LLC(以下「FLIQ3」という。)との間で20年間にわたる天然ガスの液化に関する加工委託契約(以下「液化契約」という。)を締結し、その後もパイプライン利用契約をはじめとする米国産液化天然ガス(LNG)に係る事業(以下「LNG事業」という。)に必要な契約(以下「LNG関連契約」という。)を順次締結し、それらを、2017年に設立した米国現地法人TAL社に移管するなど、2020年に予定されている液化設備の運転開始に向け準備を進めていました。また、並行してLNG事業を所管するESS社はTAL社が製造するLNGを全量引き取る契約をTAL社と締結した上で、当該液化役務契約総量220万トン/年について、全量の販売先を確保すべく複数のLNGの需要家と商談を進めていました。

LNG関連契約においては、TAL社がFLIQ3の天然ガスの液化能力及びパイプラインを、契約期間の20年間にわたり一定規模利用することが前提とされており、ESS社による需要家へのLNGの販売の有無に係わらず、FLIQ3及びパイプライン会社に対する固定額のサービス対価支払義務を負っています。また、当社は、TAL社の液化契約上の義務に対し親会社保証をFLIQ3に提供しています。

当社は、2018年11月8日付でENNとの間で、TAL社の発行済株式の全てをENNへ譲渡する契約を締結し、また当社グループのLNG事業に係る各契約、また当社グループと顧客との間で締結している取引契約を含む当社グループのLNG事業に係る全ての契約も、本件譲渡の完了と同時にENN及びその関係会社へ移管または解除することで合意し、これまで早期の完了

を目指していましたが、対米外国投資委員会(CFIUS)の承認に加え、中国の国家外貨管理局(SAFE)の認可、また ENN の大株主である新奥控股投资有限公司からの保証提供に係る ENN 株主総会承認が未了であり、2019 年 3 月 31 日までには譲渡完了の条件充足に至りませんでした。また、ENN より、同社取締役会にて、本件譲渡に基づく取引を中止すること、および当該取引中止に係る議案を同社臨時株主総会に諮ることを決議した旨の連絡を受けました。当社として現状を総合的に検証した結果、本件譲渡に基づく ENN への事業譲渡完了を目指すことの不確実性を確認するに至ったため、早期に契約を解除し、同時に LNG 事業からの撤退方針を維持し、同事業の第三者への売却プロセスを再開することを決定しました。当社は、当面現行契約に則り液化設備の運転開始に向けた対応を継続しつつ、2019 年度中の事業譲渡を目指しています。